

# 岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の概要

## はじめに ～計画策定の趣旨～

一人親方等を含む建設工事従事者における労働災害や処遇の問題等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が平成29年3月16日に施行された。

岩手県として同法に基づく施策を推進するため、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「いわて建設業振興中期プラン2019」を踏まえ、同法第9条に基づく都道府県計画として、「岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するもの。

## 第1 現状と課題

- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備**  
県内の建設業における労働災害発生状況（休業4日以上）は減少傾向にあったが、東日本大震災津波発災後の工事量の増加に伴いやや増加し平成30年には269人となっている。
- 2 一人親方等への対処の必要性**  
一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、安全及び健康の確保について特段の対応が必要。
- 3 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保**  
建設工事従事者の高齢化が進行している中、処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務。

## 第2 基本的な方針

- 1 適正な請負代金の額、工期等の設定
- 2 設計、施工等の各段階における措置
- 3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上
- 4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

## 第3 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等**
  - ・ 関係行政機関等が協力し、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われることが重要。
  - ・ 災害防止等の観点から、適切な工期延長や施工時期の平準化が必要。
- 2 責任体制の明確化**  
元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令順守の徹底。
- 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施**
  - ・ 労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底。
  - ・ 一人親方等は労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の業者による安全及び健康への配慮が必要。
  - ・ 一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者としての任意加入が必要。
- 4 建設工事の現場の安全性の点検等**
  - ・ 建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組の促進。
  - ・ 施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及の促進。
- 5 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発**
  - ・ 安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育の促進。
  - ・ 安全衛生活動の事例の水平展開や、表彰等を通じて建設工事従事者の地位向上に繋げる。

## 第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上**  
契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知の徹底。
- 2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化**  
墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図る。
- 3 計画の推進体制**  
本計画に関わる関係者が連携・協力しながら各施策を計画的かつ効果的に推進する。また、県内市町村に対しても、発注者協議会等を通じて本計画及び各施策等を周知し、全県的な取組を促す。
- 4 施策の推進状況の点検と計画の見直し**  
本計画に定める施策等に基づく具体的な取組の進捗状況について点検するとともに、「いわて建設業振興中期プラン2019」や国の基本的な計画の見直し等の動向を踏まえた上で、本計画に検討を加え、必要があると認めるときには速やかにこれを変更する。